

コロナ禍を乗り越える 令和2年度「城南区人権講座」

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者などに対して誤解や偏見に基づく差別的取扱いや言動がなされた事例が報道されていますが、このような行為は決して許されるものではありません。

このような状況も踏まえて、例年実施している「人権講座」については、感染リスク回避のため、講演会方式ではなく講師からの寄稿文というかたちで皆さんにお届けし、併せてコロナ禍を乗り越えるメッセージを発信していただきました。

LESSON

1

ハンセン病患者・家族への差別と偏見

～コロナ禍の今、感染症にかかる差別を再び繰り返さないために～

はやし ちから
林 力氏 ハンセン病家族訴訟原告団長

講師プロフィール

1924年生まれ。小学校教師時代に被差別部落とかわる。1961年（昭和36年）仲間と福岡県同和教育研究協議会を発足、26年間会長を務め、1987年（昭和62年）顧問に。この間、全国同和教育研究協議会副委員長、福岡部落史研究会副会長、福岡県社会教育委員などを務めた。県立教育センター研究員、九州造形短期大学教授を経て、九州産業大学教授。九州大学教育学部他、九州各地の大学で部落問題、同和教育の講座も持つ。このほか、あらゆる差別をなくす福岡県民会議事務局長、「部落解放基本法」制定要求国民運動県実行委員会副会長、ヒューマンライツ福岡市民会議議長などを兼務。今夏から「いのちのライツ～ハンセン病差別をなくす会ふくおか」代表。



LESSON

1

ハンセン病患者・家族への差別

～コロナ禍の今、感染症にかかる差別を

再び繰り返さないために～

はやし ちから

林 力 さん

ハンセン病家族訴訟原告団長

メッセージに寄せて

(城南区生涯学習推進課)

- ★ 林さんは46年前に「父はハンセン病患者だった」と公言。法による隔離政策により、元患者だけでなくその家族も偏見差別の対象とされ、また、元患者との家族関係の形成を阻害されたとしてハンセン病家族国家賠償請求訴訟原告団長として活動してこられました。2019年（令和元年）6月、熊本地裁は国の責任を認める判決を言い渡しました。
- ★ 熊本地裁の判決を契機として、国は元患者の家族に謝罪するとともに、元患者の家族に対する補償を行う法律を制定、ハンセン病問題の解決に向けた取り組みが進められてきました。しかし、今なお、ハンセンに関する根深い偏見や差別は解消されておらず、元患者や家族の苦しみは続いています。
- ★ 林さんのメッセージには、私たちにとって厳しい指摘が含まれています。コロナ禍の今、改めて感染症について正しい知識と理解を持つことが差別や偏見をなくす第一歩であることを心に刻まなければなりません。

ハンセン病の父との思い出

年齢に達する前のこと。雨が降っていた。外遊びが出来ず、紙芝居の行商を休んでいた父の ^{あぐら} 胡座 の中にいた。かねがね気になっていたのであろう、父の歪んだ手の指を「父ちゃん、治してやろう」と手をかけた時「要らぬことをするな」の怒声とともに私は、畳の上に投げ出された。泣き虫だった私は声をあげて泣いた。数少ない父と私の思い出である。

その頃、父は職を転々とし、覚えているだけでも、アイスクリーム売りの行商、牛の内臓（ホルモン）の行商、はたまた僧侶に成りすましての ^{たくはつ} 托鉢 などして苦しい生活を支えていた。行商の途中、何があったのかはわからないが、産炭地にある納屋で暴力を振るわれ怪我をし、炭鉱住宅の世話人さんが謝罪に来られる

などもあった。世界的な大恐慌の煽りをくらい事業に行き詰まった末のこと。その頃は珍しい旧制中学卒業は、むしろ職を得ることが難しい時代であった。今では生活保護申請も可能であろうが、容易に這い上がることはできなかったようである。

既に発症していた父は、庭先で釘を踏み、左足の裏にぽっかりと穴が開いてしまった。末梢神経が侵されているために痛みのない代わりに傷口は塞がらず大きくなるばかりで難儀をしていた。朝夕に母に薬を塗ってもらい、傷を覆う包帯が洗われて日常的に軒につるされていた覚えがある。

父が星塚敬愛園 に入所

1937年の夏の終わり。父は一人で家を出て（現）鹿児島県鹿屋市にある国立^{らい}癩療養所星塚敬愛園（現在は国立療養所星塚敬愛園）に入所している。その前年1936年には内務省が、^{らい}癩の「20年根絶計画」を発表し、全国に^{むらいけんうんどう}無癩県運動が活発化、翌1938年には栗生楽泉園（群馬県）で特別病室という名の重監房が設置され、園の方針に逆らい投監された患者たちが凍死している。

父にどのような形で入所勧奨が行われたかは、子どもであった私には記憶がない。なんらかの指導、入所勧奨が繰り返され、きっとこれ以上家族と暮らすことはできない。家族に迷惑がかかると判断し自ら家をでたのだと思う。私が小学校6年生の夏の終わりのできごとである。



「くされの子」と 呼ばれて

二学期になり登校すると「くされの子」の大合唱で迎えられた。叔父が私を九大病院に連れて行き皮膚科の診察を受けることになった。外来の最後まで残され、偉そうな大勢の医師や看護師に取り囲まれ（うしろの方には椅子に乗って試している医師もいた）真っ裸にされた。恥ずかしさで身の縮む思いの私の体を、一番偉そうな医師が全身を針で突いていく「痛い！痛い！」と叫んで診察が終わり、その医師が叔父に向かって「この子は罹患していません。大丈夫です」と言った。「かかっていない！」子ども心にその言葉が嬉しく帰途は弾むような思いだったことを覚えている。「癩は怖い病気」という触れ込みは、子どもの私にも刷り込まれていたのだ。

父をひた隠しに して生きていく

父が出立して1週間あまり経ち、消毒車が来た。市の車から白装束の男たちが降り立ち天井から床下、井戸の中、庭の樹木まで真っ白い粉をかけ無言で立ち去っていった。隣近所の長屋の住人は声をひそめ、閉めた窓の隙間から様子を伺っている。母と私はしばらくして東京の親戚を頼り福岡を離れるが、そこも安住はできずに福岡に舞い戻るしかなかった。父の病気ゆえの流転のはじまりだった。母は九大病院の下足番をしながら私を育ててくれた。

その後の人生においても「父を隠す」生活は続く。同僚の女性教師に父の病気が知れて去られる痛い経験もした。初恋だった。以降は、以前にも増して病気をした父を疎み、父をひた隠しにして生きていくことになる。そして、父からの手紙には度々「この父を隠せ。家族に癩患者でいることが知られて幸せになった人などいない。父を隠し続けよ。終生の秘密にすることを約束せよ。」とあった。それは、囚われ人となった父の唯一の願いであった。

父との約束を破り、ハンセン病家族訴訟を起こす

しかし、後年、私はこの父の願いに添わず約束を破り「父はハンセン病患者だった」と公言し46年が経つ。

2016年2月、熊本地方裁判所に、ハンセン病家族訴訟を起こした。家族にハンセン病患者がいることで人生に被害があったことを訴える裁判だ。全国から500名を超える人が国を訴え原告になったが、未だ続く差別、中傷を恐れて本名や顔を出さず裁判に臨んだ人がほとんどであった。結果は原告側勝訴。熊本地方裁判所は、家族は生涯に渡って継続する「人生被害」を受けたと指摘。国は控訴を断念、安倍内閣総理大臣が日本国を代表して謝罪を表明したのは2019年7月のことだ。

1907年（明治40年）日本初のハンセン病関連法「癩予防ニ関スル件」にはじまった浮浪癩隔離。1916年療養所長に「懲戒検束権」付与。1931年改正「らい予防法」で全ての患者の収容隔離。1947年（昭和22年）特効薬プロミンの治療開始。微弱な感染力、しかも治る病気であるハンセン病の患者隔離をうたった法律は1996年（平成8年）の予防法廃止まで続いた。そして、この令和の時代になった今も、差別、中傷を恐れた元患者や家族は自らを語るができないでいる。

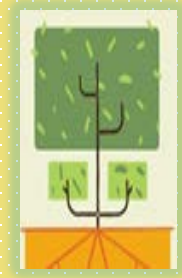
2019年11月に施行されたハンセン病元患者家族補償法に基づく補償金の給付申請者数が、施行半年を経った今でも、厚労省の推計する元患者家族数(約二万四千人)の約20%にとどまっていることはそのことを如実に物語っている。(2020年5月24日西日本新聞朝刊)

ハンセン病問題は人の"心のあり方"を問うことで解決しない

日本ほど強固に隔離政策が進められた国はない。なぜなのか。国の隔離政策が強固に推し進められた背景には、当時（日清、日露戦争）の戦勝国日本が世界の列強国と肩を並べ、諸外国との外交が盛んになるに伴い、病気で指や顔の歪んだ患者たち（元患者も）、しかも戦時下に役に立たない者が、疎まれて市中を放浪する姿が、諸外国に対して恥ずかしい（国辱論）となったからだ。

つまり、国の政策は、歴史上、病の後遺症が外見上変形を伴うことで「怖い、醜い」と疎まれ排除の対象であったことに拍車をかけるように、市井の人たちを扇動し、通報者（見張り役）にした。結果として偏見、差別がさらに強化されたと言える。国は偏見、差別を助長したのではなく、作出した訳だ。

偏見、差別は、往々にして人の“心のあり方”個人の内面の問題とされてしまいがちだが、ハンセン病問題については、人の“心のあり方”を問うことで解決しようとするのは誤りだ。なぜなら、ハンセン病問題は、国の政策によって偏見、差別が「社会構造化」してしまったことが問題の核心であるからである。



過ちを正してこそ 未来がある

では、どうしたらこの偏見、差別をなくすことができるのだろうか。2001年に勝訴したハンセン病違憲国家賠償訴訟以降、積極的な、否、抜本的な偏見、差別除去についての努力がなされたとは言い難い。例えば、学校教育（文部科学省）でハンセン病問題が取り上げられただろうか。2014年福岡県下の教育現場で、新たな差別の助長につながる授業がなされた事実もある。子どもたちが学ぶ教科書に、私たちの国が犯したおよそ100年に及び続いた非人道的な法律の過ちが記載されているだろうか。ハンセン病家族訴訟で裁判所の指摘にあるように、努力を怠った文部科学、法務、厚生労働の三省は、ハンセン病差別を無くすために、お座なりな取り組みを続けてはならない。学校教育、社会教育の現場での責任は重大である。

当事者の生の声を聞くこと。療養所に宿泊してみることに。当事者が受けた偏見、差別、地域社会からの排除を「自らのこととして考える機会」を多くつくることで差別を無くすには有効だろう。過ちを正してこそその未来ではないだろうか。子どもたちには過ちを犯して欲しくないと思う。

人権の視点で コロナ禍を捉える

コロナ禍の今、医療従事者や感染者、その家族に対する誹謗中傷がネットで横行しているという。情けないことである。制限の多い日常生活に加え厳しい経済状態が続くと、不安や閉塞感からくるイライラの原因を感染した当事者や家族に求めたくなるのだろうか。

しかし、問題は対応策や医療体制の不備であって感染した人達や医療従事者ではない。誰も予測できなかったウィルスの猛威である。またしても「病気に罹った」と言えない社会を作ろうとしているのだろうか。危惧するところである。非難、中傷を恐れて検査を受けず、感染を隠すようなことがあれば終息どころではないはずである。一概にハンセン病問題とコロナ禍を比較するわけにはいかないが、人の尊厳の問題としてコロナ禍を捉える人権の視点も必要だろう。その意味で、政府高官やメディアには発言（表現）を慎重に行っていたきたい。「感染者ゼロを目指す」ではなく「感染者を治す」と言って欲しいと思う。



用語解説

らい 癩

文中では歴史的な文脈であることから「癩」と表現している。ハンセン病は、「らい」と差別的に使用されたり、感じたりする人も多いことから、近年は「ハンセン病」と表記使用されるようになり、現在は歴史的な文脈以外での使用は避けられるのが一般的。

ハンセン病

らい菌が皮膚や末梢神経内に寄生することによって引き起こされる感染症。感染力は非常に微弱。1943年アメリカで特効薬プロミンが開発され治る病気となり、日本では1947年から治療に使われるようになった。現在、日本での発症者はほとんどいない。発症すると顔や手足の歪みの様相から忌避されてきた歴史がある。治る病気になっても隔離が長く続いた背景には、医療や病気への知識が乏しいことだけではなく、日本では仏教の影響もあって「前世の因縁」（人間に生まれる前の命が悪いことをした罰）で「業病」になったなどの、根拠の無い非科学的な考え方や、無癩県運動が排除の社会構造を作ったことがあげられる。

むらいけん

無癩県運動

1930年内務省衛生局より出された「癩」根絶策。1960年代にかけて、すべての癩患者を療養所に隔離・強制収容し、県内から一掃しようという目的で行われた。一般市民によるハンセン病患者の監視制度でもあり、周囲に隠れ暮らしているハンセン病患者を市民が発見した場合、警察や役所へ通報して患者を強制収容することを奨励した。県は競って患者ゼロを目指した。（福岡県は全国で2位の成績を収めたとも言われている）2001年ハンセン病違憲国賠訴訟の熊本地方裁判所判決によれば、無癩県運動は「今日にまで続くハンセン病患者に対する差別・偏見の原点があるといっても過言ではない」としている。

2020年8月発行

福岡市城南区役所 総務部生涯学習推進課

〒814-0192 福岡市城南区鳥飼6丁目1番1号 電話 092-833-4044 FAX092-822-2142

アンケートご協力をお願い

今後の事業の参考にしたいと考えておりますので、ぜひアンケートへのご協力をお願いします。
スマートフォン等で右記QRコードを読み込み、表示されたアンケート画面にてご回答ください。

(回答期限：令和3年3月31日)

